

伊達市随意契約ガイドライン

財務部財政課

1. 概要

本ガイドラインは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第1号から第9号に定める随意契約事務の公正性、経済性を確保するため、個々の契約ごとに技術の特殊性、経済的合理性及び緊急性の解釈を客観的及び総合的に判断するための指針として作成したものです。

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条では、「売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」としています。これを受けて、随意契約によることができる場合として、施行令第167条の2第1項各号で規定しています。

随意契約は、競争の方法によることなく、任意に特定の者を選んで契約を締結する契約方式であり、競争入札に比べて手続が簡便で、資力・信用・技術・経験等相手方の能力等を勘案した上で選定できる反面、公正な取引の実を失うおそれがあるので、その適用については慎重を期すことが必要です。

本ガイドラインは、施行令第167条の2第1項各号に定める随意契約理由を適用することができる主な事例を示したものであり、随意契約ができるものは、ここに例示したものに限定するものではなく、また、下記項目に該当する場合を必ず随意契約とするべきものではありません。

契約方法は、個々の案件ごとに契約の内容や目的に応じて決定すべきものであり、契約の公正性、公平性、競争性、透明性、品質確保の5つの要素を最大限に確保されるように留意しなければなりません。

地方自治法施行令第167条の2第1項

第1号	予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えない契約をするとき
第2号	その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき
第3号	特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき
第4号	地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を買入れる契約をするとき
第5号	緊急の必要によるもの
第6号	競争入札に付することが不利なもの
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約ができるもの
第8号	競争入札に付し入札者又は落札者がいないとき
第9号	競争入札において落札者が契約を締結しないとき

2. 随意契約できる場合

1 予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えない契約をするとき

（施行令第167条の2第1項第1号に該当するもの）

売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格（賃借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）施行令別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

■特記事項

（1）伊達市財務規則第178条で定める額は次のとおりです。

	契約の種類	予定価格（税込）
1号	工事又は製造の請負	200万円
2号	財産の買入れ	150万円
3号	物件の借入れ	80万円

4号	財産の売払い	50万円
5号	物件の貸付け	30万円
6号	前各号に掲げる以外のもの	100万円

(2) 伊達市財務規則第178条で定める契約の種類適用

ア「工事又は製造の請負」について

- ①「工事の請負」に付す建築物等の修繕については、本号に該当するものとして取り扱います。
- ②機械類の修繕については、その態様に応じて「製造」の範ちゅうに入るものもあるが、保守点検等で行っている機械等の軽微な修繕など、単にサービスの提供だけの内容のものについては、「役務の提供」に当たり第6号に該当するものとして取り扱います。

イ「財産の買入れ」について

本号の「財産」には、地上権、著作権、商標権、意匠権、特許権等の無体財産のほか、土地、建物、物品等の一切の財産を含むものとして取扱います。ただし、直ちに消耗する食料や賄材料、ガソリン、電気、ガス等については、財産の形成及び保持ができないものであるため、本号の適用外とし第6号に該当するものとして取り扱います。

ウ「物件の借入れ」について

- ①本号の「物件」とは、ほぼ「物」と同義に解し、無体財産については除外するものとして取り扱います。
- ②賃貸借の契約については、予定賃貸借料の年額又は総額により適用を判断します。
- ③長期継続契約については、契約予定期間の総額により適用を判断します。

エ「財産の売払い」について

本号は、市の支出の原因となる契約ではないため、「契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とする」という法234条の規定で最高価格を契約価格とするものです。

オ「物件の貸付け」について

物件の意義は、第3号と同じであり、予定価格と契約価格の関係は第4号と同じです。

カ「前各号に掲げる以外のもの」について

- ①物品の修理、業務の委託、役務の提供、財産の形成及び保持ができない消耗品の購入等については、本号に該当するものとして取り扱います。
- ②単価契約であって総数量を定めているもの又は予算で予定額が積算されるものについては、その予定総支出額により適用を判断します。
- ③長期継続契約については、契約予定期間の総額により適用を判断します。

(3) 予定価格が、本号の金額（消費税及び地方消費税の額を含んだ額）以下であれば、施行令第167条の2第1項第2号以下の各号の要件を満たしているか、判断する必要はなく、本号の該当になります。

ただし、額の範囲内であっても、他の契約方法を排除したわけではなく、2者以上から見積を徴収することが原則であり、競争入札によることは可能です。なお、競争入札を回避するため、恣意的に少額随意契約の限度額以下で設定すること、また、一括に発注すべき案件を合理的な理由もなく分割して発注することは認められません。

(4) 少額の契約については、伊達市小規模工事等契約希望者登録要綱の基づく登録業者を積極的に活用してください。

■見積書の取扱い

(1) 予定価格が30万円以上の工事の執行

2者以上から見積書を徴すること（財務規則第181条第1項の規定による。）

(2) 予定価格が10万円以上の工事以外の執行

2 者以上から見積書を徴すること（財務規則第 181 条第 1 項の規定による。）

- (3) 財務規則の規定による金額以下の場合は 1 者のみで見積で処理することができますが、2 者以上から見積を徴することが適当でなく 1 者となる場合は、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号以下の各号を適用する理由が必要となります。

2 その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき （施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するもの）

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

■特記事項

- (1) 「不動産の買入れ又は借入れに」については、通常特定の相手方との折衝の結果、価格その他の条件が整ったうえで初めて契約を締結するものであり、これは随意契約の方法による場合の典型的な事例であって、このような契約については、その性質そのものが競争入札に適さない性格をもっているため、随意契約ができるとしたものです。
- (2) 「普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払い」において、特殊な品物を納入させる契約は、その品物を業者が製造するか否かについて、当該地方公共団体がもっている原材料をその業者に売り払ったうえで、その原材料を使用して品物を製造させた方が業者及び地方公共団体にとっても有利である場合又はそうせざるを得ない場合があり、そのような契約については、随意契約によることができるとしたものです。
- (3) 「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しない契約」とは、契約内容の特殊性により契約の相手方が特定され、他者と競争させることができない契約や、競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難な契約などを行い、おおむね次のような契約が該当します。
- ① 既に履行している契約と技術、知識、経験等について一体性を図る必要があるとき、履行上の経験、知識を必要とするとき、又は現場の状況等に精通した者に履行させる必要があるとき。
 - ② 既存の設備、機器、システムの保守点検（システムについては修正を含む。）業務で、設置者又は製作者以外の者に当該業務を履行させた場合、既存の設備等の使用に支障が生じるおそれがあるとき又は安全責任が果たせないおそれがあるとき。
 - ③ 継続的な業務で業者を特定しないと事業そのものが危ぶまれるもの。履行中の業務と密接不可分の関係にある業務で、同一業者以外の者に委託させた場合、履行中の業務との整合に著しい支障が生じるおそれがあるもの。
 - ④ 既に契約した業務と密接不可分の関係にあり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、業務の履行に著しい支障が生じる恐れがあるとき。
 - ⑤ 既設設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外に施工させた場合、既設設備等の使用の責任体制が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある設備、機器等の工事を施工するとき。
 - ⑥ 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき。
 - ⑦ 診療、試験等の特別の資格、技術、経験又は設備等を有するものでなければ履行することができない業務で、法令等により報酬等が定められているもの。
 - ⑧ 特定の実験、研究等の目的に供する極めて特殊な業務等であるため、履行可能な者が特定されるもの。
 - ⑨ 法律、法令等の規定に基づき履行可能な者が特定されるもの。
 - ⑩ 講演、講座等が目的であるもの。

- ⑪ 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で特殊技術、手法を用いる必要がある工事を施工するとき。
- ⑫ 訴訟、調停、登記、鑑定等の事務を委託するとき。
- ⑬ 国、地方公共団体又は公益法人と直接契約するとき。
- ⑭ 競争入札による公平性と経済性のある程度犠牲にしても地方公共団体の行為を秘密にする必要があるとき。
- ⑮ コンペ、プロポーザル等の方法により企画競争を行い、その結果として特定の者と契約を締結するとき。
- ⑯ 法令により価格の定められているものを購入するとき。
- ⑰ 登録業者が1者のみのため業者が特定されるもの。
- ⑱ リース期間満了後にその期間を延長することが業務上必要であるため、相当と認められる期間に限って賃貸借契約を継続するとき（再リース）。

以上「その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。」とは、特殊な、あるいは独自の技術、機器、設備又は技術等を必要とする業務で、特定の者と契約をしなければ、契約の目的を達することができない場合や競争入札に付することが不可能又は著しく困難な場合です。

したがって、上記内容に該当する場合であっても、その唯一性について十分検討し、個々の事案に即して、技術の特殊性などをふまえ客観的に判断します。

■見積書の取扱い

1 者からの見積のみで処理する。

3 特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき (施行令第167条の2第1項第3号に該当するもの)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十五項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第二条第一項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者

（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

■特記事項

（１）障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設又は小規模作業所から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける場合、高齢者又は母子家庭の母若しくは寡婦の就業支援を行う次の団体から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける場合です。

①高齢者等の雇用の安定等に関する法律第３７条第１項に規定するシルバー人材センター連合又は同条第２項に規定するシルバー人材センター

②母子及び父子並びに寡婦福祉法第６条第６項に規定する母子福祉団体

（２）本号では、障害者福祉、高齢者福祉、母子福祉等の増進といった一定の政策目的のために必要な随意契約を締結することができるよう設けられたもので、対象とする契約は、福祉施設関連施設等において製作されて物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をする場合です。なお、工事契約は該当しません。

■見積書の取扱い

１者からの見積のみで処理する。

４ 地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる契約をするとき （施行令第１６７条の２第１項第４号に該当するもの）

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

■特記事項

新たな事業分野の開拓に係る新商品が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められるものです。この号による随意契約の対象となるのは、ベンチャー企業の育成を目的とする新商品の買入れであり、工事契約や業務委託契約などは該当しません。

※現在、該当事項がないため、この理由による契約実績はありません。

５ 緊急の必要によるもの （施行令第１６７条の２第１項第５号に該当するもの）

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

■特記事項

（１）「緊急の必要」とは、次に掲げるような場合が該当しますが、本号を適用するときは、「緊急の必要」の適否と「競争入札に付する」時間的余裕がないことが、客観的な事実に基づいて説明できることが必要です。

①道路陥没、自然災害等に伴い応急的な復旧をするとき。又は未然防止工事をするとき。

- ②電気、機械設備等の故障に伴い緊急に復旧を必要とするとき。
- ③感染症等発生時の蔓延防止のために緊急に薬品等の物品を購入するとき。
- ④災害時の緊急物資の購入をするとき。
- ⑤その他不測の事態により、緊急に契約を締結する必要があるとき。

- (2) 天災地変等の客観的事由から急施を要する場合で、公告等の期間を短縮してもなお競争に付する暇がないような場合は当該条項により随意契約とすることができるが、設計や決裁が遅れて、工期がないといったことは理由になりません。

■見積書の取扱い

- 1 者からの見積のみで処理する。

6 競争入札に付することが不利なもの (施行令第167条の2第1項第6号に該当するもの)

競争入札に付することが不利と認められるとき。

■特記事項

- (1) 現に履行中のものに履行させることにより、履行期間の短縮、経費の削減が確保できる等有利であると認められるとき。
- ①当初予期しなかった事情等の変化等により必要になったもの。
 - ②本体業務と密接に関連する付帯的なもの。
- (2) 引き続いて委託する業務で、継続して履行させた場合は、履行期間の短縮、経費の軽減、安全・円滑かつ適正な履行ができる等有利と認められるもの。
- (3) 他の所管の発注に係る現に履行中の業務で、当該履行中の者に履行させた場合、履行期間の短縮、経費の節減に加え、円滑かつ適切な履行の確保を図ることができると認められるとき。
- (4) 早急にしなければ契約する機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならぬおそれがあるとき。
- (5) 第2号の規定による随意契約との違い

本号の規定による随意契約は、第2号の規定による随意契約（性質又は目的が競争入札に適しない契約）における適用関係と類似するケースがありますが、第2号の規定による随意契約は、その者しか履行できない場合であるのに対し、本号の規定による随意契約は、履行者が極めて限定されるが、「予定価格以下」という要件等を除けば、履行者の唯一性が絶対であるとはいえない場合となります。

■見積書の取扱い

1 者からの見積のみで処理する。ただし、業者見積りを基に予定価格を設定したものであっても、比較検討ができるものについては、他の者から参考見積を徴するものとする。

7 時価に比して著しく有利な価格で契約ができるもの (施行令第167条の2第1項第7号に該当するもの)

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

■特記事項

- (1) 特定の者が、過去に受注したノウハウ・資料等を多量に所有しているため、当該業者と委託する場合は、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができると認められるとき。
- (2) 品質及び性能等が他の物件と比較して問題がなく、かつ、予定価格から勘案しても競争入札に付した場合より、誰が見てもはるかに有利な価格で契約できるとき。
- (3) 本号において、「時価に比して著しく有利な価格」とは、一般的には品質、性能等が他の物件と比較して問題がなく、かつ、予定価格から勘案しても競争入札に付した場合より、誰が見てもはるかに有利な価格で契約できる場合であり、その適用は、「著しく有利な価格」を市場価格等

と比較して客観的に説明する必要があるが、競争入札に付した場合より著しく有利な価格であるか否かを判断する基準を一律に示すことは困難であることから、通常はこの規定を適用することなく競争入札に付すべきである。

■見積書の取扱い

時価に対して著しく有利であるか否かを比較検討する必要から、2者以上の者から見積を徴するものとする。

**8 競争入札に付し入札者又は落札者がいないとき
(施行令第167条の2第1項第8号に該当するもの)**

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

■特記事項

- (1) 本号により随意契約を行う場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、前回、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
- (2) 「競争入札に付し入札者がいないとき」とは、条件付一般競争入札の公告又は指名競争入札に係る指名通知を行ったが入札者が複数者とならなかったとき、又は再度の入札に付したが全ての者が辞退した場合をいいます。
- (3) 「再度の入札に付し落札者がいないとき」とは、開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき、直ちにその場で再度(2回目)入札を行っても落札者がいない場合をいいます。

■見積書の取扱い

随意契約が成立する場合には、その見積については1者とすることができる。

**9 競争入札において落札者が契約を締結しないとき
(施行令第167条の2第1項第9号に該当するもの)**

落札者が契約を締結しないとき。

■特記事項

- (1) 競争入札において落札したにもかかわらず、当該落札者が契約の締結に応じない場合。
- (2) 競争入札において落札したにもかかわらず、落札者の責により契約締結ができない状態に陥った場合。
- (3) この理由により随意契約による場合は、落札価格の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、前回、競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

■見積書の取扱い

落札となった札を入れた次順位の者に見積書の提出を求める。この場合においてこの見積書が、落札価格に達しない場合は、次の次順位の札を入れた者に見積書の提出を求める。この場合、変更することができるのは履行期限のみであり、他の条件の変更は許されず、入札・見積額も落札価格の制限内となる。入札参加者全員が落札価格に達しなかった場合は、指名業者を変更するか又は設計内容を変更のうえ、再度競争入札を行うこととなる。

随意契約が成立する場合には、その見積については1者とする。